

## 令和4年(2022年)4月1日、民法改正施行により、 成年年齢が20歳から18歳へ引き下げられます！

### 契約トラブルにご注意を

「未成年者取消権」が18歳・19歳の契約に対して行使できなくなります

未成年者の場合、契約には親の同意が必要です。もし未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた「未成年者取消権」によって、その契約を取り消すことができます。成年に達すると親の同意がなくても自分で契約ができるようになりますが、未成年者取消権は行使できなくなります。

つまり、契約を結ぶかどうかを決めるのも、自分なら、その契約に対して責任を負うのも自分自身になります。



### ◆◆ 成年年齢引き下げによって、変わること、変わらないこと ◆◆

#### 18歳になったらできること(変わること)

- ◆親の同意がなくても自分で契約ができる
  - ・携帯電話の契約
  - ・ローンを組む
  - ・クレジットカードをつくる
  - ・一人暮らしの部屋を借りる など
- ◆10年有効のパスポートを取得する
- ◆会計公認士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る
- ◆結婚  
女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女ともに18歳に
- ◆性同一性障害の人が性別の取り扱いの変更審判を受けられる



#### 20歳になるまでできないこと(変わらないこと)

- ◆飲酒をする
- ◆喫煙をする
- ◆競馬、競輪、オートレース、競艇の投票権(馬券など)を買う
- ◆養子を迎える
- ◆大型・中型自動車運転免許の取得



### 成年年齢到達早見表

生年月日	成年となる日
2002年4月1日以前生まれ	20歳の誕生日
2002年4月2日～2003年4月1日生まれ	2022年4月1日
2003年4月2日～2004年4月1日生まれ	2022年4月1日
2004年4月2日以降生まれ	18歳の誕生日

# 消費生活上のトラブルが発生した場合や不審な点があれば、消費生活センターに相談しましょう。

相談するときには、下記の内容について、分かる範囲でメモし、契約書や領収証などがあれば、お手元に準備をお願いします。

- いつ（購入した日、契約した日）
- 何を（商品名、工事名など）
- いくらで（支払額、契約額）
- だれから（事業者の会社名など）
- どのように（訪問販売、電話勧誘販売、通信販売など）

＼ お困りの際は、まずご相談ください ／

## 八王子市消費生活センター



相談専用電話：☎042-631-5455

月～土曜日の午前9時～午後4時30分（祝・休日、年末年始を除く）

\*年末年始を除く祝・休日については「消費者ホットライン」☎ 188でご相談（午前10時～午後4時）を受け付けています。

- \*相談は無料、秘密は守られます。
- \*クリエイトホール休館日は電話相談のみとなります。
- \*土曜日にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。

〒192-0082 八王子市東町5-6 クリエイトホール地下1階  
電話：042-631-5456 FAX：042-643-0025

LINEでも読める！消費生活ニュース

スマートフォンやタブレットでも、消費生活ニュースをご覧いただけます。友だち追加は右の二次元コードから！



### 第55回WEB八王子市消費生活フェスティバル開催中！

楽しみながら生活の知恵を学べる「消費生活フェスティバル」。今年は「～スマホ・パソコンを味方に～新しい暮らしにチャレンジしよう！」をテーマに、昨年に引き続きいつでもどこでも参加できるWEBで開催しています。

参加方法 スマホやパソコンで右記のQRコードや八王子市ホームページから入場してください。

開催期間 令和4年3月1日（火）～3月31日（木）

